

第 **138** 期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社 本館1階ホール
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネット等により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

平成30年6月27日（水曜日）午後6時到着分まで

共同印刷株式会社

証券コード：7914

決議事項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 業績連動型株式報酬制度の
導入の件 |

株 主 各 位

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役
社 長 藤 森 康 彰

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するよう、①同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、または②当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）により議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社 本館1階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1 第138期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第138期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 業績連動型株式報酬制度の導入の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

※機関投資家の皆さまへ：当社は株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 期末配当金に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円といたします。

この場合の配当総額は、439,112,950円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき100円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,200,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

当期中に退任いたしました取締役2名を除く、取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふじもり よしあき 藤森 康彰 (昭和24年5月20日生) 再任	昭和51年4月 当社入社 平成10年4月 当社法務部長 平成15年4月 当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長 平成16年4月 当社技術統括本部長 平成16年6月 当社取締役技術統括本部長 平成18年6月 当社常務取締役技術統括本部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社専務取締役経理部長 平成23年5月 当社専務取締役 平成25年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 担当 監査室、秘書室	10,600株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、法務・知的財産部門、技術統括部門における要職を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役社長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>しみず いちじ 清水 市司 (昭和29年 1月26日生) 再任</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社包装事業部営業第二部長 平成16年4月 当社包装事業部守谷工場長 平成18年6月 当社取締役包装事業部長 平成22年4月 当社取締役L&I事業部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社常務取締役L&I事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員L&I事業本部長 平成29年4月 当社取締役常務執行役員生活・産業資材事業本部長 平成30年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼事業統括 (現在に至る) 担当 生産統括本部、技術開発本部 重要な兼職の状況 PT Arisu Graphic Prima 代表コミサリス PT Arisu Indonesia 代表コミサリス</p>	5,710株
(取締役候補者とした理由)			
<p>同氏は、主に生活・産業資材部門における要職を歴任し、生活・産業資材事業本部長を経て、現在では、取締役 専務執行役員として社長を補佐するとともに、海外を含めた当社グループの事業統括を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	<p>おおさわ はるお 大澤 春雄 (昭和29年 3月7日生) 再任</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成11年4月 当社第一事業部第一営業本部第二部長 平成15年6月 当社第一事業部第一営業本部長 平成16年4月 当社本社製造事業部プリプレス本部長 平成17年7月 当社第一事業部第一営業本部長 平成18年6月 当社取締役第一事業部長 平成19年4月 当社取締役出版情報事業部長 平成22年4月 当社取締役出版商印戦略企画室長兼SP&ソリューション事業部長 平成23年4月 当社取締役出版商印プロモーション推進本部長兼SP&ソリューション事業部長 平成24年4月 当社取締役SP&ソリューション事業部長 平成25年4月 当社取締役SP&ソリューションセンター室長 平成25年6月 当社常務取締役プロモーションメディア事業本部長 平成28年4月 当社常務取締役情報コミュニケーション事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員情報コミュニケーション事業本部長 (現在に至る) 担当 トータルソリューションオフィス</p>	4,500株
(取締役候補者とした理由)			
<p>同氏は、主に情報コミュニケーション部門における要職を歴任し、現在では、取締役 常務執行役員として情報コミュニケーション事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	わたなべ ひでのり 渡邊 秀典 (昭和34年 9月3日生) 再任	昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成18年3月 株式会社みずほコーポレート銀行ALM部米州資金室長 平成21年4月 同行グローバルクレジット投資部長 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 当社経理部長 平成23年6月 当社取締役経理部長 平成24年10月 当社取締役法務部長兼経理部長 平成25年4月 当社取締役経理部長 平成26年6月 当社取締役経営管理本部長 平成28年4月 当社取締役経営企画本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成30年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼総合企画部長 (現在に至る) 担当 CSR本部、IT統括本部	2,500株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、経理部長、法務部長、経営管理本部長を歴任し、現在では、取締役常務執行役員として経営企画本部長を務めるとともに、CSR本部やIT統括本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	さとむら けんじ 里村 憲治 (昭和30年 6月17日生) 新任	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社包装事業部営業第一部長 平成20年10月 当社包装事業部守谷工場長 平成23年1月 当社L&I事業部副事業部長 平成24年6月 当社取締役L&I事業部長 平成25年4月 当社取締役包装事業部長 平成28年6月 当社上席執行役員包装事業部長 平成30年4月 当社常務執行役員生活・産業資材事業本部長兼包装事業部長 (現在に至る) 重要な兼職の状況 共同NPIパッケージ株式会社代表取締役 共印商貿(上海)有限公司董事長	2,600株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、主に生活・産業資材部門における要職を歴任し、現在は、常務執行役員として生活・産業資材事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後は当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、新たに取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	まつざき ひろたか 松崎 広孝 (昭和36年 5月8日生) 新任	昭和59年4月 当社入社 平成18年4月 当社第一事業部第一営業本部営業第二部長 平成21年4月 当社出版情報事業部第一営業本部長 平成25年6月 当社出版情報事業部長 平成28年6月 当社上席執行役員出版情報事業部長 平成29年4月 当社上席執行役員情報コミュニケーション事業本部副事業本部長 平成30年4月 当社常務執行役員情報セキュリティ事業本部長 (現在に至る)	1,200株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、主に情報コミュニケーション部門における要職を歴任し、現在は、常務執行役員として情報セキュリティ事業本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後は当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。			
7	たかおか みか 高岡 美佳 (昭和43年 6月19日生) 再任 社外 独立役員	平成13年4月 大阪市立大学経済研究所助教授 平成14年4月 立教大学経済学部助教授 平成18年4月 立教大学経営学部助教授 平成19年4月 立教大学経営学部准教授 平成21年4月 立教大学経営学部教授(現職) 平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 重要な兼職の状況 立教大学経営学部教授 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外監査役 株式会社T S I ホールディングス社外取締役 株式会社モスフードサービス社外取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識および見識を持たれており、幅広い視点からの意見は当社にとって貴重であるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏は過去において社外役員以外の方法で会社経営に携わっておりませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数			
8	ないとう つねお 内藤 常男 (昭和24年 5月17日生) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>再 任</td></tr> <tr><td>社 外</td></tr> <tr><td>独立役員</td></tr> </table>	再 任	社 外	独立役員	昭和47年4月 住友商事株式会社入社 平成8年1月 株式会社エス・シー・エー・タバコ代表取締役専務営業本部長 平成12年4月 住友商事株式会社農水産本部嗜好品事業部長 平成12年8月 同社物流保険事業本部物流保険総括部長 平成13年4月 同社物流保険事業本部物流企画営業部長 平成16年4月 同社執行役員物流保険事業本部長 平成18年4月 住商グローバル・ロジスティクス株式会社代表取締役社長 平成21年4月 千葉共同サイロ株式会社代表取締役社長(平成26年6月まで) 平成28年6月 当社社外取締役 (現在に至る)	0株
再 任						
社 外						
独立役員						
(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、企業経営における経験で培われた豊富な知識および見識を持たれているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。						

- (注) 1. 取締役候補者里村憲治氏は共同N P I パッケージ株式会社代表取締役を兼務しており、同社との間に紙器の製造等の委託等の取引関係があります。
2. 取締役候補者里村憲治氏は共印商貿(上海)有限公司董事長を兼務しており、同社との間に包装材料を中心とした取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 高岡美佳および内藤常男の両氏は、社外取締役候補者であります。
また、両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
5. 高岡美佳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。また、内藤常男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 取締役(業務執行取締役等である者を除く)との責任限定契約
当社は高岡美佳および内藤常男の両氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 高岡美佳氏は、平成23年5月より株式会社ファミリーマート(現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社)の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、同社は、平成28年8月25日に公正取引委員会より、下請法に基づく勧告を受けております。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明および再発防止策等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮城忠雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
しおざわ みきひこ 塩澤 幹彦 (昭和33年 3月6日生) 新任	昭和55年4月 当社入社 平成26年6月 当社経理部長 平成30年4月 当社経理部勤務 (現在に至る)	500株
(監査役候補者とした理由) 同氏は、財務および会計部門に長く携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを当社の監査に活かすことができると判断し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 塩澤幹彦氏は新任の監査役候補者であります。
2. 塩澤幹彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役伊藤哲郎氏は、本総会開始の時をもって選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備えて、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任された補欠監査役につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いとう てつろう 伊藤 哲郎 (昭和22年 12月4日生) 再任 社外	昭和45年4月 株式会社第一銀行入行 平成10年6月 株式会社第一勧業銀行取締役営業第三部長 平成11年6月 株式会社第一勧業銀行ハートサービス代表取締役社長 平成14年4月 みずほマーケティングエキスパーツ株式会社代表取締役社長 平成19年6月 東京リース株式会社常勤監査役 平成21年3月 東京オートリース株式会社監査役 平成21年4月 東京センチュリーリース株式会社監査役 平成21年4月 TCビジネスサービス株式会社常勤監査役 平成23年6月 富士通リース株式会社監査役 平成25年7月 清和総合建物株式会社顧問	0株

- (注) 1. 伊藤哲郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤哲郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 伊藤哲郎氏を補欠の監査役候補者とした理由は、銀行業界で培われた専門的な知識や豊富な経験を、監査役に就任された場合に当社の監査業務に活かしていただくためであります。
4. 伊藤哲郎氏が社外監査役に就任した場合には、定款第42条の規定に基づき、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結する予定であります。

第5号議案 業績連動型株式報酬制度の導入の件

1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員および一部の当社子会社における役付取締役（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく、当社取締役の報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、平成20年6月27日開催の第128期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額600百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役2名を除く6名となります。

本議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社（以下、「本制度対象会社」といいます。）が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける

時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社取締役および執行役員ならびに一部の当社子会社における役付取締役とします。ただし、社外取締役および監査役は対象外とします。

(3) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき役位、計画に対する業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、当社の取締役分として27,000ポイント、当社の執行役員分として24,000ポイント、子会社の役付取締役分として6,000ポイント、合計57,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案をご承認いただいた後に、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者確定日時点までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当社株式の取得方法およびその上限

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により抛出された資金を原資として、株式市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により、これを実施します。

ご参考として、平成30年5月10日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社

が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額180百万円を原資に取得する株式数は、最大で52,900株となります。当初対象期間に係る本信託による当社株式の取得は、本信託設定後、遅滞なく行うことを予定しております。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)および下記(6)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として、合計180百万円（うち当社の取締役分として85百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、合計180百万円（うち当社の取締役分として85百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、合計180百万円（うち当社の取締役分として85百万円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 当社株式等の給付時期

取締役等は、退任し役員株式給付規程に定める受益者確定日に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(3)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を受益者確定日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、当該金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(7) 本信託内の株式に係る議決権

当社経営への中立性を確保するため、本信託勘定内の当社株式に係る議決権については、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、当社平成30年5月11日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、世界経済の回復や政府の経済政策の効果もあり、企業収益や雇用環境が改善する中で個人消費も持ち直しの動きをみせるなど、緩やかな回復傾向が続きました。印刷業界におきましては、紙媒体の需要減少や競争激化に伴う受注価格の下落など、厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中、共同印刷グループは創業120周年を迎えたことを機に、新たなコーポレートブランド「TOMOWEL (トモウェル)」を導入しました。このコーポレートブランドを推進役とし、次の120年に向けグループ一丸となって業績向上に取り組んでまいりました。

情報コミュニケーション部門および情報セキュリティ部門からなる情報系事業では、お客さまの課題解決に向けた販促支援サービスや業務支援サービスの提案を推進しました。プロモーション分野においては、デジタルサイネージを活用した販促ソリューションの提供や地方のブランディング事業受託への取り組みなどを進めました。ビジネスメディア分野では、企業のアウトソーシング需要が高まる中、BPOの受注拡大をめざし営業の提案力および業務設計力の向上を図るとともに、川島ソリューションセンターの設備・人員を充実させ生産体制の強化に取り組みました。生活・産業資材系事業では、軟包装の受注拡大をめざし生産拠点である守谷工場の再編作業を進めるとともに、紙器事業の収益力拡大に向け新たにティシューカートンの受注拡大に取り組みました。チューブ事業では、化粧品向けの提案力強化に取り組んだほか、ベトナムとインドネシアの拠点を活用し東南アジアでの受注拡大をめざしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、950億7千6百万円（前期比0.6%増）となり、営業利益は17億2千6百万円（前期比48.4%減）、経常利益は26億4千4百万円（前期比35.4%減）となりました。特別利益に政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益41億3千3百万円、特別損失に本社建替への決議に伴う本社社屋の減損損失及び固定資産解体費用引当金繰入額34億4千1百万円を計上したことなどから親会社株主に帰属する当期純利益は20億3千7百万円（前期比21.3%減）となりました。

当グループは、このたび10年後のありたい姿を示した新しい経営ビジョンを設定するとともに、2018年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定いたしました。経営ビジョンの実現をめざし、計画達成に向けた施策を推進してまいります。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

情報コミュニケーション部門

出版印刷では、マンガを中心としたコンテンツをデジタル展開するデジタルソリューションを推進するとともに、デジタル印刷機を活用した小ロット印刷の提案により教育分野等での受注拡大に取り組みました。コミックの電子配信は前期を上回りましたが、出版市場の縮小の影響により定期刊行物と書籍がともに減少したため、売上高は前期を下回りました。

一般商業印刷では、販促施策と効果の見える化を提供する顧客分析サービスや、拡大するデジタル領域での販促コミュニケーションの支援に向けデジタルサイネージやスマートフォン用アプリなどを組み合わせたソリューション提案を推進し、受注拡大をめざしました。POPなど店頭プロモーション施策の受注が拡大し、キャンペーン等の受注によりノベルティも増加しましたが、情報誌や販促DMが減少したため、売上高は前期を下回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は395億9千6百万円（前期比4.2%減）、営業損失は1億9千9百万円（前期は営業損失3千8百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

情報セキュリティ部門では、マイナンバー制度関連や金融関連、医療や介護の分野におけるBPO需要の取り込みをめざし、川島ソリューションセンターのセキュリティ環境を生かした提案活動を推進しました。またICカードや抽選券・乗車券などの証券類の受注拡大を図るとともに、省力化設備の導入などにより生産体制の効率向上に取り組みました。

マイナンバー制度関連の需要が減少したことにより、BPO及びデータプリントが減少しました。証券類では乗車券類は堅調に推移しましたが抽選券が減少し、IC乗車券をはじめとするICカードも減少となりました。

以上の結果、部門全体での売上高は300億7千8百万円（前期比0.5%減）、営業利益は6億2千4百万円（前期比67.7%減）となりました。

生活・産業資材部門

生活・産業資材部門では、チューブ事業と軟包装事業の拡大に注力しました。チューブ事業では、歯磨き向けチューブの生産体制強化を図るとともに化粧品向けチューブの受注拡大をめざしフルプリント仕様チューブの提案を進めました。また東南アジア市場での拡販をめざしベトナムおよびインドネシアの生産設備と人員体制の強化に取り組みました。軟包装事業では、湯切りフタ材「パーシャルオープン」の受注拡大に努めたほか、食品分野を中心にフィルム製コンテナ「ハンディキューブ」の提案を進めました。「モイストキャッチ」をはじめとする高機能製品については、医薬品包材向けを中心に新規得意先や新規市場の開拓に取り組み、受注拡大を図りました。紙器については、ラップカートンとティシューカートンを中心に、安定した収益確保に取り組みました。

産業資材や建材製品は減少しましたが、歯磨き向けや化粧品向けを中心にチューブが増加し、ゼリー菓子向けに「Tパウチ」が増加したことなどから軟包装も増加しました。ラップカートンは減少しましたが新たにティシューカートンを受注したことにより紙器も増加となりました。

以上の結果、部門全体での売上高は233億1千6百万円（前期比10.8%増）、営業利益は7億9千8百万円（前期比26.7%増）となりました。

その他

売上高は物流業務等の増加により20億8千5百万円（前期比7.1%増）となりましたが、営業利益は4億8千6百万円（前期比2.6%減）となりました。

セグメント別売上高

セグメント区分 (部門)	前連結会計年度 平成29年3月期		当連結会計年度 平成30年3月期		前連結会計年度 比増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報コミュニケーション	41,340	43.7	39,596	41.7	△4.2
情報セキュリティ	30,217	32.0	30,078	31.6	△0.5
生活・産業資材	21,048	22.3	23,316	24.5	10.8
その他	1,946	2.0	2,085	2.2	7.1
合計	94,553	100.0	95,076	100.0	0.6

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は80億1千5百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分 (部門)	設備投資額 (百万円)	前連結会計年度比増減率 (%)
情報コミュニケーション	3,312	323.2
情報セキュリティ	1,063	△72.2
生活・産業資材	2,913	180.7
その他	92	△42.1
全社（共通）	633	17.8
合計	8,015	26.4

また、上記所要資金につきましては、社債および自己資金により賅っています。

② 資金調達の状況

当期において、当社は設備投資等の所要資金として金融機関から20億円の借入を実施しました。

(3) 対処すべき課題

印刷業界においては、消費者のライフスタイルの変化やデジタルメディアの急速な普及により、紙媒体を中心とした印刷需要が減少し、依然として厳しい経営環境が続いております。一方で、AIやIoTといった先進技術の活用に対する気運が高まるなど、印刷産業の変革がさらに加速するものと考えられます。

このような状況の中、当グループでは新中期経営方針を「強みの育成・拡大と、事業基盤の改革に挑戦し、成長を続ける」と定め、これまで培ってきた強みを進化させるとともに、さらなる強みを生み出し、経営計画を達成すべく取り組んでおります。

情報系事業においては、デジタル領域を中心とした販促支援や業務支援など、お客様の課題解決に向けた付加価値の高いソリューション提案を一層推進いたします。出版を中心とするコンテンツビジネス分野やプロモーション分野では、当グループの有する技術や生産体制を生かし、さらなる受注拡大を目指します。引き続き伸長が見込まれるBPOでは、豊富なノウハウおよび高いセキュリティ環境を武器に、マイナンバー関連に加え、医療分野・介護分野における需要の取り込みを推進し、事業領域を拡大します。また、紙媒体領域においても組織再編や業務フローの見直しにより、業務効率の向上とコスト競争力の強化を図り、収益性向上に努めてまいります。

生活・産業資材系事業においては、強みを持つ製品のさらなる開発とともに、生産体制をより強化し、シェア拡大に引き続き注力いたします。チューブ関連では、国内生産設備の拡充に加え、東南アジアでの市場開拓を促進するため、インドネシアのアリス社を子会社化いたしました。同社の持つ営業力、技術力を最大限に活用し、ASEAN地域でのラミネートチューブ製品のさらなる拡販を目指します。また、軟包装関連では、最新鋭の生産環境を備えた専用棟を守谷第一工場に新設し、液体包材の製造ラインを増設しました。当グループの注力する「Tパウチ」や「ハンディキューブ」といった利便性の高い製品の提案を推し進め、消費者の安心・安全に寄与するよう一層の努力を重ねてまいります。そのほか、医薬・電子機器分野における機能性フィルム市場への積極的参入など、事業領域を拡大する施策を展開してまいります。

これらの取り組みも含めて策定した、2019年3月期を初年度とする中期経営計画では、経営目標数値を次のとおりいたしました。

■経営目標数値

	売上高	営業利益	経常利益	ROE	EBITDA
2020年度計画	1,080億円	40億円	47億円	5.0%	100億円

各事業における施策を着実に遂行し、中期経営計画の実現をより確かなものにしてまいります。

共同印刷は、創業120周年を機にコーポレートブランド「TOMOWEL（トモウェル）」を導入いたしました。ビジネスパートナー、家族、地域、社会など、関わるすべてと共に良い関係であり、未来を創り拓げていきたい、それがこのTOMOWELに込めた想いです。これからも当グループは、印刷にとどまらない領域へ事業を拡げ、あらゆるステークホルダーの皆さまから評価され信頼される企業グループを目指してまいります。社員一人ひとりが自らのありたい姿と志を胸に、豊かな未来へ向けて挑戦し続けます。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第135期	第136期	第137期	第138期
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	(当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高 (百万円)	92,483	95,097	94,553	95,076
経常利益 (百万円)	2,517	3,482	4,096	2,644
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,415	2,212	2,589	2,037
1株当たり当期純利益 (円)	16.13	25.20	29.50	232.10
総資産 (百万円)	104,110	105,315	114,581	121,053
純資産 (百万円)	57,012	58,269	63,180	64,217
1株当たり純資産 (円)	649.36	663.66	719.10	7,307.43

(注) 平成29年10月1日付で株式10株を1株とする株式併合を行っています。第138期（平成30年3月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(平成30年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容 (セグメント区分)
㈱ コスモグラフィック	95	100.0	製版(情報コミュニケーション)
共同印刷製本㈱	60	100.0	印刷・製本加工 (情報コミュニケーション)
デジタルカタパルト㈱	100	71.4	電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション)
共同印刷西日本㈱	200	100.0	印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ)
共同エフテック㈱	30	100.0	カード関連BPO(情報セキュリティ)
常磐共同印刷㈱	78	100.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同NPIパッケージ㈱	45	65.0	紙器製品の製造(生活・産業資材)
共印商貿(上海)有限公司	百万人民币 6	100.0	包装材料の販売(生活・産業資材)
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD.	百万ベトナムドン 212,460	100.0	チューブ容器の製造(生活・産業資材)
PT Arisu Graphic Prima	百万インドネシアルピア 40,000	98.0	チューブ容器の製造(生活・産業資材)
共同物流㈱	70	100.0	梱包・輸送(その他)
共同総業㈱	20	100.0	不動産管理(その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ㈱	60	100.0	システム開発(その他)

- (注) 1. 常磐共同印刷㈱については、当社が80.8% (126,000株)、共同総業㈱が19.2% (30,000株) をそれぞれ出資しています。
2. 平成29年4月1日付で㈱コスモグラフィックを存続会社とし、小石川プロセス㈱を消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 平成29年6月16日にPT Arisu Graphic Primaの株式(15,200株)を追加取得し、子会社化(所有株式20,100株、96.2%)しています。また、同年8月15日に同社増資(19,100株)を全数引受(所有株式39,200株、98.0%)しています。

(6) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品・事業内容
情報コミュニケーション	週刊誌、月刊誌、季刊誌、単行本、全集、教科書、ポスター、カレンダー、広告宣伝媒体および装飾展示等の企画・制作、電子書籍等
情報セキュリティ	各種ビジネスフォーム、証券類、各種カード、データプリント、BPO等
生活・産業資材	紙器、軟包装用品、各種チューブ、金属印刷、建材用品印刷、電子機器部品、高機能材料等
その他	物流業、不動産管理業等

(7) 主要な営業所および工場等

本店	東京都文京区小石川四丁目14番12号	
営業所	本社営業所	(東京都文京区)
	交通媒体事業部(関西)	(大阪府中央区)
	共同印刷西日本(株)営業第一部	(名古屋市中村区)
	共同印刷西日本(株)営業第二部	(大阪府中央区)
	共印商貿(上海)有限公司	(中華人民共和国上海市)
工場等	小石川工場	(東京都文京区)
	五霞工場	(茨城県五霞町)
	越谷工場	(埼玉県越谷市)
	(株)コスモグラフィック 苫小牧工場	(北海道苫小牧市)
	鶴ヶ島工場	(埼玉県鶴ヶ島市)
	川島ソリューションセンター	(埼玉県川島町)
	共同印刷西日本(株)京都工場	(京都府久御山町)
	共同エフテック(株)	(名古屋市区)
	小田原工場	(神奈川県小田原市)
	相模原工場	(神奈川県相模原市)
	和歌山工場	(和歌山県有田川町)
	守谷工場	(茨城県守谷市)
	共同NPIパッケージ(株)	(茨城県守谷市)
	常磐共同印刷(株)	(茨城県北茨城市)
	KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD.	(ベトナム社会主義共和国ドンナイ省)
	PT Arisu Graphic Prima	(インドネシア共和国スラバヤ市)

(注) 当社の主要な営業所および工場等には、当社の主要な子会社が含まれています。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
情報コミュニケーション	924	△63
情報セキュリティ	739	25
生活・産業資材	626	200
その他	261	1
全社(共通)	403	3
合計	2,953	166

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,897	△44	42.8	17.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員(企業集団外からの出向者を含み、企業集団外への出向者は含まず)であり、臨時従業員(派遣社員、パートタイマー等)は含まれていません。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は管理部門および研究開発部門に所属しているものです。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
富国生命保険相互会社	900
朝日生命保険相互会社	800

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 36,080,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,020,000株 |
| (3) 株主数 | 4,483名 |
| (4) 大株主の状況(上位10名) | |

株主名	所有株式数(千株)	出資比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,307	14.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・D I C株式会社口)	854	9.73
東京インキ株式会社	583	6.64
株式会社みずほ銀行	283	3.22
東洋インキS Cホールディングス株式会社	216	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	212	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	209	2.38
朝日生命保険相互会社	200	2.28
共同印刷従業員持株会	173	1.97
三井住友信託銀行株式会社	148	1.69

- (注) 1. 当社は自己株式を237,741株保有していますが、上記大株主の状況からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
3. 当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,307千株
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口の持株数854千株は、D I C株式会社から同信託銀行へ退職給付信託として信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権はD I C株式会社が留保しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに当社普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、発行可能株式総数は、360,800,000株から36,080,000株に、発行済株式の総数は、90,200,000株から9,020,000株となっています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年11月26日開催の当社取締役会決議に基づき発行した2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要は以下のとおりです。

発行日	平成26年12月12日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数は行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。転換価額は、4,370円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成26年12月24日から平成31年11月28日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(注) 平成29年10月1日付で行った10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」は調整されています。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤森 康彰	監査室、秘書室、CSR本部、技術開発本部担当
取締役 常務執行役員	大澤 春雄	情報コミュニケーション事業本部長
取締役 常務執行役員	清水 市司	生活・産業資材事業本部長 KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD. 会長 PT Arisu Graphic Prima 代表コミサリス
取締役 常務執行役員	渡邊 秀典	経営企画本部長兼生産統括本部担当
取締役	高岡 美佳	立教大学経営学部教授 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外監査役 株式会社T S Iホールディングス社外取締役 株式会社モスフードサービス社外取締役
取締役	内藤 常男	
常勤監査役	小笠原 誠	
常勤監査役	宮城 忠雄	
監査役	公文 敬	大成温調株式会社社外取締役
監査役	徳岡 卓樹	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳および内藤常男の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、公文敬および徳岡卓樹の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ています。

(当事業年度中に退任した役員)

取締役 会長	稲木 歳明	
取締役 常務執行役員	大久保隆司	情報セキュリティ事業本部長
取締役 常務執行役員	井戸 一喜	情報セキュリティ事業本部長

- (注) 1. 取締役の稲木歳明氏は、平成29年6月29日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 2. 取締役の大久保隆司氏は、平成29年9月30日に辞任により退任いたしました。
 3. 取締役の井戸一喜氏は、平成30年3月10日に逝去により退任いたしました。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しています。執行役員のうち取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	今村 敏夫	全社IT統括兼トータルソリューションオフィス担当
上席執行役員	里村 憲治	包装事業部長 共同NPIパッケージ株式会社代表取締役 共印商貿(上海)有限公司董事長
上席執行役員	松崎 広孝	情報コミュニケーション事業本部副事業本部長 デジタルカタパルト株式会社代表取締役
上席執行役員	英 紀一	交通媒体事業部長
上席執行役員	石井 啓太	ビジネスメディア事業部長
上席執行役員	前川 俊夫	プロモーションメディア事業部長
上席執行役員	富井 徹也	CSR本部長 共同総業株式会社代表取締役
執行役員	高橋 孝治	生産統括本部長
執行役員	仲田 宏治	技術開発本部長
執行役員	富岡 忠司	L&I事業部長
執行役員	秋元 秀夫	人事部長
執行役員	岩田 淳一	出版情報事業部長
執行役員	海江田卓郎	情報コミュニケーション製造事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役及び社外監査役の責任限定契約）

社外取締役及び社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役	9名	172百万円	(うち社外取締役2名 15百万円)
監査役	4名	45百万円	(うち社外監査役2名 13百万円)
合計	13名	218百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には当事業年度における役員賞与引当金の繰入額35百万円が含まれています。
2. 取締役の報酬等の額には平成29年6月29日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名、平成29年9月30日に辞任により退任した取締役1名、ならびに平成30年3月10日に逝去により退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況
取締役 高岡美佳氏は、株式会社T S I ホールディングスの社外取締役および株式会社モスフードサービスの社外取締役、ならびにユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しています。なお、当社は、株式会社T S I ホールディングスおよび株式会社モスフードサービスならびにユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。
監査役 公文敬氏は、大成温調株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は大成温調株式会社との間には特別の関係はありません。
- ③ 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
取締役 高岡美佳氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席し、また、取締役 内藤常男氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち16回出席し、幅広い視点から経営全般に対する質問、助言を行うとともに、取締役会の意思決定に参画しております。
監査役 公文敬氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席、監査役会14回のうち14回出席し、また、監査役 徳岡卓樹氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席、監査役会14回のうち14回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
- ⑤ 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼務している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 38百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社である共印商貿（上海）有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT Arisu Graphic Primaは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は平成18年5月2日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年6月29日）

内部統制基本方針

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正および有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
従業員の法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。
また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。
企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。
内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。
6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。
また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。
7. 監査役職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。
また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、およびその他監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令および規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。
また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況
当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、監査役4名も出席する毎月1回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況
当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティ対策については、企業グループとして個人情報を含めた会社内の機密情報の漏えい防止体制の構築に向けた社員教育、監査を実施したほか、文書やデータの管理、廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ③ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制に関する運用状況
当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、法令・社内規程等の遵守状況を点検した上で、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。また、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を設置しています。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。

④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、平成19年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、平成19年6月28日開催の第127期定時株主総会において承認を得て導入し、直近では平成28年6月29日開催の第136期定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウェブサイト（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）のIR情報-コーポレートガバナンス-買収防衛策の項に掲示しております。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客さまの思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客さまを支えながら共に成長する企業グループとして今後も邁進してまいります。営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社の目指す豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

(3) 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

本プランは、買付者または買付提案者（以下「買付者等」といいます。）が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものであります。

なお、本プランの有効期間は、平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの対象となる買付け等は、(i)当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計、(ii)当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i)大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(4) 上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

- イ. 経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。
- ロ. 株主の皆様判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。
- ハ. 定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。
- ニ. 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。
- ホ. 対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。
- ヘ. 独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。
- ト. 本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,575	流動負債	29,470
現金及び預金	14,940	支払手形及び買掛金	18,503
受取手形及び売掛金	27,319	リース債務	542
商品及び製品	3,070	未払法人税等	1,496
仕掛品	2,872	賞与引当金	1,166
原材料及び貯蔵品	964	役員賞与引当金	35
繰延税金資産	657	その他	7,725
その他	823	固定負債	27,364
貸倒引当金	△73	社債	8,000
固定資産	70,477	新株予約権付社債	5,000
有形固定資産	46,689	長期借入金	2,000
建物及び構築物	13,034	リース債務	1,507
機械装置及び運搬具	11,264	繰延税金負債	2,369
工具、器具及び備品	1,288	環境対策引当金	17
土地	15,661	厚生年金基金解散損失引当金	29
リース資産	2,140	固定資産解体費用引当金	2,000
建設仮勘定	3,299	退職給付に係る負債	6,115
無形固定資産	1,988	資産除去債務	51
ソフトウェア	1,022	その他	274
のれん	858	負債合計	56,835
その他	107	(純資産の部)	
投資その他の資産	21,799	株主資本	54,295
投資有価証券	19,377	資本金	4,510
長期貸付金	45	資本剰余金	1,728
退職給付に係る資産	1,042	利益剰余金	48,607
繰延税金資産	227	自己株式	△549
その他	1,159	その他の包括利益累計額	9,847
貸倒引当金	△52	その他有価証券評価差額金	9,679
資産合計	121,053	為替換算調整勘定	76
		退職給付に係る調整累計額	92
		非支配株主持分	73
		純資産合計	64,217
		負債・純資産合計	121,053

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上			95,076
売上	上 原 高 価		78,387
販売費	上 原 高 価		16,688
営業	及び一般管理		14,962
	業外利息及び配当		1,726
	受取	364	金
	物品備除	290	益
	の	143	料
	の	240	金
	の	232	他
営業	外費		1,271
	支設持為そ	103	息
	備法に替	21	用
	の	94	失
	の	77	損
	の	57	他
経	常利		353
特	別利		2,644
	固定資産	11	益
	投資有価	4,133	却
	取得	44	却
	の	284	益
特	別損		4,474
	固定資産	124	却
	投資有価	394	却
	減損	84	損
	の	1,441	損
	の	2,000	失
	の	0	損
税金等調整前当期純利益			4,044
法人税、住民税及び事業税		1,857	3,074
法人税等調整額		△828	1,028
当期純利益			2,045
非支配株主に帰属する当期純利益			7
親会社株主に帰属する当期純利益			2,037

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,510	1,742	47,360	△548	53,064
当期変動額					
剰余金の配当			△790		△790
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,037		2,037
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			0	0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△14			△14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△14	1,246	△1	1,231
当期末残高	4,510	1,728	48,607	△549	54,295

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	9,991	85	△17	10,059	55	63,180
当期変動額						
剰余金の配当						△790
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,037
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△312	△9	110	△211	17	△193
当期変動額合計	△312	△9	110	△211	17	1,037
当期末残高	9,679	76	92	9,847	73	64,217

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	46,311	流 動 負 債	32,220
現金及び預金	12,857	支店預金	1,122
受取掛手形	6,272	買掛金	6,375
商品及び製品	18,802	未払金	10,213
仕掛品	2,901	未払法人税等	461
材料及び貯蔵品	2,633	未払消費税等	2,786
前払費用	772	賞与引当金	2,009
短期貸付金	174	繰上引当金	1,297
繰上入金	755	繰上支払引当金	5,033
延税資産	703	繰上支払引当金	852
繰上入金	489	繰上支払引当金	35
繰上入金	24	繰上支払引当金	87
繰上入金	△75	繰上支払引当金	1,604
固 定 資 産	67,113	固 定 負 債	25,657
有形固定資産	39,831	社債	8,000
建物	10,610	株主優待債	5,000
構築物	398	長期借入金	2,000
機械及び装置	9,251	繰上返済金	1,240
車両運搬具	32	繰上返済金	2,201
工具、器具及び備品	1,098	繰上返済金	5,104
土地	13,322	繰上返済金	17
建物	1,822	繰上返済金	43
無形固定資産	3,294	繰上返済金	50
借入金	998	負 債 合 計	57,877
電話加入権	50	(純資産の部)	
施設利用権	33	株 主 資 本	45,785
ソフトウェア	7	資本金	4,510
その他の資産	906	本剰余金	1,742
投資有価証券	26,283	利益剰余金	1,742
関係会社株	19,124	利益剰余金	40,060
長期貸付金	4,584	特別利益	1,127
前払年金費用	1,497	特別利益	38,932
事業保険積立金	280	特別利益	1
破産更生債権	619	特別利益	29
繰上入金	63	特別利益	2,916
繰上入金	168	特別利益	33,428
繰上入金	△55	特別利益	2,557
資 産 合 計	113,425	自 己 株 式	△527
		評価・換算差額等	9,761
		その他の有価証券評価差額金	9,761
		純 資 産 合 計	55,547
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	113,425

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,080
売上原価	72,569
売上総利益	14,510
販売費及び一般管理費	13,734
営業利益	775
営業外収益	596
受取利息及び配当金	179
設備の売却益	943
保そ金の他	240
営業外費用	247
支払利息	93
設備の置換費	230
その他	73
経常利益	45
特別利益	444
固定資産売却益	11
投資有価証券売却益	4,133
その他	312
特別損失	65
固定資産除却損	385
投資有価証券評価損	84
減損	1,441
固定資産解体費用引当金繰入額	2,000
税引前当期純利益	3,976
法人税、住民税及び事業税	1,579
法人税等調整額	△767
当期純利益	811
	2,208

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	新事業開拓 事業者投資 損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,510	1,742	1,742	1,127	1	6	2,747	31,528	3,231	38,642
当期変動額										
特別償却準備金の積立					0				△0	—
特別償却準備金の取崩					△0				0	—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立						29			△29	—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩						△6			6	—
固定資産圧縮積立金の積立							189		△189	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△21		21	—
別途積立金の積立								1,900	△1,900	—
剰余金の配当									△790	△790
当期純利益									2,208	2,208
自己株式の取得										
自己株式の処分									0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	0	22	168	1,900	△673	1,417
当期末残高	4,510	1,742	1,742	1,127	1	29	2,916	33,428	2,557	40,060

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△525	44,369	10,033	10,033	54,402
当期変動額					
特別償却準備金の積立		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の積立		—			—
新事業開拓事業者 投資損失準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△790			△790
当期純利益		2,208			2,208
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△271	△271	△271
当期変動額合計	△1	1,416	△271	△271	1,144
当期末残高	△527	45,785	9,761	9,761	55,547

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

共同印刷株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 中川隆之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神山俊一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

共同印刷株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 中川隆之 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 神山俊一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

共同印刷株式会社 監 査 役 会

監査役（常勤） 小笠原 誠 印

監査役（常勤） 宮 城 忠 雄 印

監 査 役 公 文 敬 印

監 査 役 徳 岡 卓 樹 印

(注) 監査役公文敬および監査役徳岡卓樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社 本館1階ホール
電話 (03) 3817 - 2111 (代)
- 電車 ● 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩約12分
● 都営三田線「白山駅」より徒歩約12分
● 東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園駅」より徒歩約15分
※最寄り出口：丸ノ内線「4b」番口、南北線「8」番口
● 都営三田線・大江戸線「春日駅」より徒歩約15分
※最寄り出口：三田線「A5」または「A6」番口、大江戸線「6」番口
- バス ● JR「大塚駅」南口より[上60] 上野公園行バスにて約10分「白山2丁目（共同印刷前）」下車
● JR「大塚駅」南口より[都02] 錦糸町駅前行バスにて約10分「小石川4丁目」下車
● 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より文京区コミュニティバスBーぐる〔目白台・小日向ルート〕にて約7分「共同印刷」下車

